

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課	
不利益処分名	特別障害者手当の支給の調整	
根 拠 法 令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	
根 拠 条 項	第26条の4	
連 絡 先	(電話 621-5177)	
処 分 基 準	基 準	<p>手当は、手当の支給要件に該当する者が、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく介護手当を受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その金額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。</p>
	参 考 事 項	改訂 特別障害者手当等支給事務の手引き
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)